

# 明石市債権徴収計画

## 令和6年度

### 1 はじめに

明石市では、「明石市債権の管理に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、市の債権管理の取組を全庁一体となって進めているところです。

この度、条例の規定に基づき、令和6年度の「明石市債権徴収計画」（以下「計画」という。）を策定しましたので公表致します。

本計画は、明石市が保有する債権を適切に管理し、計画的に徴収するため、市としての基本方針と具体的な取り組みを定めるとともに、債権の種類ごとの徴収計画も踏まえ、全体としての徴収率の目標を設定するものです。

計画に基づいた具体的な取り組みを着実に行う事で、市財政の健全化と、市民の信頼にこたえる公平・公正な行政を推進していきます。

### 2 目標徴収率

① 現年度分 **99.0%** を目標とします。

現年度とは、今年度発生する債権のことで、現年度分の徴収率を上げることにより、翌年度以降への滞納繰越分を縮減することが出来ます。

② 滞納繰越分 **24.6%** を目標とします。

滞納繰越とは、前年度以前に発生した債権のことで、この中には債務者の行方不明や破産、企業の倒産などの債権が含まれます。

### 3 基本方針

滞納債権の回収を徹底することは、市民負担の公正性を担保することであり、これは、市民の負担を伴う行政サービスを実施する上での大前提となります。

#### <基本方針1>

滞納債権について、納付（納入）の手続きから督促、催告、法的回収手続までの手順をルール化し、適正に運用します。

#### <基本方針2>

公債権、私債権を問わず発生した滞納債権については、状況に応じて迅速に法的手続に移行することにより、滞納の解消により一層努めていきます。

## 4 具体的な取り組み

- ① 地方税滞納処分の例によって処分できる債権については、滞納整理の基本である「取る」「押さえる」「落とす」の原則に則りながら、徴収対策は現年度に軸足を置くことによって早期着手に努め、滞納を翌年度に繰り越さないよう努めます。

滞納処分に当たっては、新たに導入された金融機関との調整ツールである

ipit L I NQ

を積極的に活用し、より一層未収金の回収に努めます。

徴収困難・不可能と客観視される事案については、徴収緩和措置の趣旨に沿った手続きを進めながら、滞納事案全体の整理に努めます。

- ② 滞納処分規定のない債権については、弁護士職員の活用により、長期滞留事案の詳細を検討し、状況に応じて明渡し等請求訴訟の提起や支払督促の申立て、相続財産管理人選任の申立て、不動産競売の申立てなどの法的回収手続きを積極的に行って、滞納債権を回収します。

財産調査の結果、無財産と判断される場合等は、債権を放棄することによって債権管理の適正化を図ります。